

## 賃貸借契約書

掛川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の事項により乙所有の〇〇〇〇〇（以下「装置」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

### （契約の趣旨）

第1条 本契約は、甲が使用する第2条第1項第1号記載の装置を、乙が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）から購入し、甲乙間で賃貸借する条件を定めるものとする。

### （契約の条件）

第2条 本契約の条件は、次条以下に定めるほか次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 各装置の種類は、別紙「装置明細表」のとおりとする。
- (2) 装置の月額契約金額並びに消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）は、次のとおりとする。

月額賃貸借料	円
消費税額	円
合計	円

ただし、債務負担による各年度賃貸借料は、別紙特約書のとおりとする。

- (3) 装置の据付場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とする。
- (4) 装置の賃貸借期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### （賃貸借料及び消費税額）

第3条 装置の賃貸借料は、前条第1項第2号記載の金額とする。

2 賃貸借料は、甲に装置を引き渡した日の翌日から起算し、この契約解約の日までを賃貸借期間として、月毎に計算し、消費税額はその賃貸借料に当該税率を掛けて計算する。消費税額は、この契約の成立日により計算したものであり、消費税額が変更された場合には、甲乙協議の上、変更後の消費税率により計算した消費税額によるものとする。

### （賃貸借料の支払及び消費税額）

第4条 乙は、4月から9月又は10月から翌年3月までの賃貸借料及び消費税額を甲の指定する方法により、該当期間の初月の10日までに甲に請求し、甲は、正当な請求書受理の日から30日以内に乙に支払うものとする。

※これ以外による場合は、甲乙協議の上決定する。

### （装置の追加等）

第5条 装置の追加を希望する場合は、その追加装置についてあらかじめ別の契約を締結するものとする。

### （装置の取り替えまたは改造）

第6条 装置の取り替えまたは改造はあらかじめ文書をもって乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。

2 装置の取り替えまたは改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。ただし、取り替えの場合の装置の追加については、第5条の規定によるものとする。

(他の機械器具の取付け)

第7条 装置に他の機械器具を取り付ける必要がある場合は、あらかじめ文書をもって、乙の承諾を得るものとする。ただし、乙は前項の他の機械器具の取付けが装置の機能に支障をあたえるものと認めたときは、これを拒否することができる。

(契約不適合担保)

第8条 物件が隠れたる契約不適合により運転及び操作に不能を生じた時は、その補修交換等について丙の負担で解決するものとする。

(装置の移転)

第9条 装置を第2条第1項第3号に掲げる据付場所から移転する必要がある時は、あらかじめ文書によって乙の承諾を得るものとする。この場合、装置の移転に要する費用は甲で負担するものとする。

(装置の返還)

第10条 解約により装置を返還する場合は、他の機械器具のとりはずし等によって装置を引き渡し当時の状態にもどすものとする。また装置の返還後の旧据付場所の修復についても、甲が行うものとする。

2 装置に欠損があった場合は、乙はこの旨文書で確認するものとする。

3 装置の返還にあたって、乙あるいは丙は装置の引き渡し、荷造り及び運送に立ち会うため従業員を派遣する。甲はその指示に協力するものとする。

(無償譲渡)

第11条 乙は、賃貸借物件に関し、令和 年 月 日(〇〇ヶ月使用後)において、甲に対して無償譲渡するものとする。

(善良な管理者としての義務等)

第12条 甲は、装置の据付場所をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境に保持する等、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

2 甲の故意または重大な過失によって装置が損害を受け、または、これに欠損があった場合は乙はその賠償を請求するものとする。

3 甲は、装置を他人の権利の目的物とすることはできない。

(立入権及び秘密保持)

第13条 乙及び丙は、その従業員を装置保守、保持管理等のため、装置の据付場所に立ち入らせることができる。

2 乙及び丙は前項の立ち入りに際して得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の違反)

第14条 甲及び乙は、相手方がこの契約の義務を履行しない場合は、相手方に勧告を行ったのち、なお、履行の誠意がないと認めるとき、文書によってこの契約を解約することができる。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項または、この契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙双方で協議し、円満に解決を図ることとする。

(紛争の処理)

第16条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することとする。

上記の契約締結の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市長

乙

年度～ 年度 債務負担行為  
○○○○○契 約

賃 貸 借 契 約 書 に 係 る 特 約 書

契約書に定めた事項の他、下記事項については本書のとおり履行する  
ものとする。

1	賃借料	金	円
(1)	令和 年度分	金	円
(2)	令和 年度分	金	円
(3)	令和 年度分	金	円
(4)	令和 年度分	金	円
(5)	令和 年度分	金	円
(6)	令和 年度分	金	円